第14号様式（第８条関係）
（その１）

整理番号	816

収　支　報　告　書

令和 7 年分
（令和　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）てんしょうかい

1 政治団体の名称 天照会

2 主たる事務所の所在地 羽島市福寿町平方2丁目55番地
ウィズビル3-D

3 代表者の氏名 牧　義仁

4 会計責任者の氏名 井上　北斗

5 事務担当者の氏名 井上　北斗

（電話） 090-8868-8982

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 無	
☐ 有の場合	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	牧　潤平
公職の種類	衆議院議員（候補者等）

資金管理団体の指定の期間	
令和　年　月　日から	
令和　年　月　日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和　年　月　日から	
令和　年　月　日まで	

岐阜県選挙管理委員会 受 -8.4.-1 付

（受付印）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

（全欄要記入）

	十億	百万	千	円
収入総額			5	5 0 0
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）			5	5 0 0
支出総額			5	5 0 0
翌年への繰越額				0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				
員数				人

(2) 寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア 寄附（イを除く。）の区分					
(ア) 個人からの寄附			5	5 0 0	←様式（その７－１）の合計金額
[うち特定寄附]					
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	←様式（その７－２）の合計金額
(ウ) 政治団体からの寄附				0	←様式（その７－３）の合計金額
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)			5	5 0 0	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]				0	←様式（その８）の合計金額
イ 政党匿名寄附				0	←様式（その９）の合計金額
合計（ア＋イ）			5	5 0 0	

（その７－１）

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額												年月日	住所		職業	備考
			十億		百万		千		円				令和				
この頁の小計																	
その他の寄附									5	5	0	0					
合計									5	5	0	0					

（注）　同一の者からの寄附で、その寄附の合計金額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして各欄を記載してください。
年間５万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載して差し支えありません。
明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみ記載してください。
ただし、課税上の優遇措置を受けるときには、金額の多寡に関わらず、全て記載しておく必要があります（寄附者の区分は「個人」のみ。寄附を受けた者は、政党又は課税上の優遇措置のあるその他政治団体に限る）。

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 円
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0	←様式（その１４－１）の合計金額	
(3) 備品・消耗品費	0	←様式（その１４－２）の合計金額	
(4) 事務所費	5,500,000	←様式（その１４－３）の合計金額	
小計	5,500,000		
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	←様式（その１５－１）の総合計金額	
(2) 選挙関係費	0	←様式（その１５－２）の総合計金額	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	←ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	←様式（その１５－３）の総合計金額	
イ 宣伝事業費	0	←様式（その１５－４）の総合計金額	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	←様式（その１５－５）の総合計金額	
エ その他の事業費	0	←様式（その１５－６）の総合計金額	
(4) 調査研究費	0	←様式（その１５－７）の総合計金額	
(5) 寄附・交付金	0	←様式（その１５－８）の総合計金額	
(6) その他の経費	0	←様式（その１５－９）の総合計金額	
小計	0		
合計	5,500,000		

（注）　本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合、様式（その１６）の支出項目ごとの合計金額を「備考」欄に記載してください。

（その14－３）　※国会議員関係政治団体、資金管理団体のみ作成すること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分　(4) 事務所費			
支出の目的	金額 十億	百万	千	円	年月日 令和	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計								
その他の支出			5	5 0 0				
合計			5	5 0 0				

（注）　１件あたりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が国会議員関係政治団体にあっては１万円超、資金管理団体にあっては５万円以上の支出について、その支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所を、当該欄に記載してください。
　これにより明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載してください。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注）　「有」に「✓」を記入した場合は、項目別に別葉で、様式（その１８）にその内訳を記載してください。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　1　月　7　日

政治団体の名称　天照会

会計責任者の氏名　井上北斗　井上　北斗

（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和８年１月２９日

天照会
代表　牧　義仁　殿

登録政治資金監査人　柳原靖子
登　録　番　号　第３３９４号
研修修了年月日　平成２２年１月２２日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、天照会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、天照会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、天照会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

天照会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、天照会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上